

会長	事務局長	主幹	係

大府市農業委員会

第 6 7 4 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、第674回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和3年11月19日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和3年11月19日（金） 午後3時～3時30分

・開催場所 大府市役所5階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長 13番 久野 一弘

副会長 12番 深谷 勝義

委 員 1番 近藤 武

2番 服部 啓子

3番 濱島 守

4番 本田 貴士

5番 鈴木 広子

6番 竹内 敬三

7番 相羽 誠二

8番 深谷 英一

9番 神谷 登

10番 成田 正彦

11番 加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

14番 浅田 勲

15番 大嶋 英二

16番 加古 俊治

17番 鈴置 省悟

18番 深谷 幸子

19番 山口 茂樹

・欠席委員

（農業委員） なし

（農地利用最適化推進委員） なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 6 7 4 回）

令和 3 年 1 1 月 1 9 日

日程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について	
3	報告 2	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
5	報告 4	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について	
6	報告 5	現況証明願について	
7	報告 6	農地改良届出について	
8	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
9	議案 2	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について	
1 0	議案 3	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
1 1	議案 4	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）	
1 2	議案 5	農地利用配分計画案に関する意見について	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 伴 則幸
事務局 松下 景美

(久野一弘 議長)

ただいまから第674回総会を開会いたします。総会の定足数について、事務局より報告願います。

(伴 則幸 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員13名全員の出席で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員6名全員の出席をいただいております。

(久野一弘 議長)

日程第1「会議書記の指名」を行ないます。本日の会議書記には農業委員会事務局の伴則幸氏と松下景美氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

日程第2報告第1号『農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について』から日程第7報告第6号『農地改良届出について』までについて、事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

日程第2報告第1号『農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において所有者自らが行う農地転用で、議案書1頁の計3件です。畑2筆、田1筆、転用面積は653㎡です。転用目的は、住宅及び店舗です。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第3報告第2号『農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書2頁の計3件です。畑2筆、田1筆、転用面積は1,410.3㎡で、転用目的は、いずれも住宅です。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第4報告第3号『農地法第3条の3の規定による届出の受理について』ご説明します。

農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書3頁から4頁の計5件、畑31筆、田10筆、計41筆14,829.86㎡の届出がありました。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第5報告第4号『農地法第18条第6項の規定による通知について』ご説明します。

農地又は採草放牧地の賃貸借の合意による解約通知で、議案書の5頁の2件、畑3筆4,669㎡の届出がありました。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第6報告第5号『現況証明願について』ご説明します。

20年以上前から非農地であることが、公的な証明にて確認できることをもって願い出されるもので、議案書6頁の2件、畑6筆3,849㎡の願出がありました。局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて日程第7報告第6号『農地改良届出について』ご説明します。

農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書の7頁の計1件、田1筆1,563㎡の届出がありました。大府市農業委員会農地改良届け出に関する指導要綱の適用範囲及び基準のすべての項目に適合しておりましたので、局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第1号から報告第6号までについて質問、意見等はございませんか。

(「なし」の声)

質問、意見等がないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

次に、日程第8議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』1件を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明します。

農地を農地として権利設定、移転を行うものであり、議案書8頁の大府市農業委員会の許可案件の計1件、畑2筆435㎡です。

いずれも経営規模拡大目的の申請です。

議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問等はございませんか。

(「なし」の声)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1番の案件について近藤委員どうぞ。

(近藤 武 委員)

1番の譲受人は所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(「なし」の声)

特に意見はないようですので、議案第1号を採決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

「全員賛成」ですので、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第9議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』2件を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』であります。市街化調整区域内の農地を所有者自ら転用を行う案件で、議案書9頁の愛知県知事の許可案件2件です。

1番の案件は、自宅前の農地に自家用車を置く目的で転用するものでござ

います。農地区分は、住宅等その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね10ha未満の規模の農地の区域にある農地で第2種農地と判断されます。

2番の案件は、近隣マンションで複数台の車を所有する住人から駐車場として使用したいとの要望を受け、市道に面した一部を駐車場にする目的で転用するものでございます。農地区分は、1番同様、第2種農地と判断されます。

いずれも、申請書類審査及び現地確認を踏まえ、許可見込ありと考えられます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問等はございませんか。

(「なし」の声)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1番と2番の案件について、加古俊治委員どうぞ。

(加古俊治 委員)

1番・2番とも申請地の農地区分は第2種農地であり、雨水は現状通り自然浸透されるため、隣接地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

特に意見はないようですので、議案第2号を採決します。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

「全員賛成」ですので、議案第2号は委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定いたします。

次に、日程第10議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』5件を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』ご説明します。

市街化調整区域内の権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書の10頁から12頁の愛知県知事の許可案件、計5件です。

1番の案件は一体利用地の共同住宅の建て替えに伴い、駐車場への通路を確保する目的で転用するものでございます。農地区分は、住宅等その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域にある農地で、第2種農地と判断されます。

2番の案件は、分家住宅を建設する目的で転用するものでございます。農地区分は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設

が連たんしている区域にある農地で第3種農地と判断されます。

3番の案件は、分家住宅を建設する目的で転用するものでございます。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。

4番の案件は、診療所を建設する目的で転用するものでございます。農地区分は、住宅等その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域にある第2種農地と判断されます。

5番の案件は、4番の案件の併設地に薬局を建設する目的で転用するものでございます。農地区分は4番同様、第2種農地と判断されます。

いずれの案件も、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断されます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、相羽委員どうぞ。

(相羽誠二 委員)

1番の申請地の農地区分は第2種農地です。駐車場への通路として必要な1坪弱の転用で、周囲をコンクリートブロックにて囲い、雨水等が流出しないよう対応されるため、影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

2番の案件について、濱島委員どうぞ。

(濱島 守 委員)

2番の申請地の農地区分は第3種農地ですが、申請地は既設の石積みがあります。また、汚水等は合併処理浄化槽により処理し、雨水とともに申請地南側の道路側溝へ排水する為、隣接農地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

3番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

3番の申請地の農地区分は第1種農地ですが、敷地境界はコンクリートブロックや擁壁にて土留めし、汚水は合併処理浄化槽にて処理し、敷地西側の道路側溝へ排水されるため、隣接農地への影響はないと考えられますので、

特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

4番と5番の案件について、山口委員どうぞ。

(山口茂樹 委員)

4番と5番は隣接しております。申請地の農地区分は、第2種農地ですが、西側が県道、北側と東側が市道に接しており、残る南側は接する農地側が高い地形になっております。建物周辺及び駐車場はアスファルトで舗装しますが、雨水は既設の道路側溝へ、汚水は合併処理浄化槽を経由してやはり道路側溝へ排水されることから、隣接農地への影響はないと考えられますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(「なし」の声)

特に意見はないようですので、議案第3号を採決します。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

「全員賛成」ですので、議案第3号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定いたします。

次に、日程第11議案第4号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）』1件を上程します。

事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第4号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について（利用権設定）』ご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として「農用地利用集積計画」が提出されております。

議案書13頁の計1件です。

6263番は新規で市外の方です、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。契約期間、賃借料については議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はありませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第4号を採決します。原案のとおり承

認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

「全員賛成」ですので、議案第4号は、委員会の「意見なし」で市長に回答することに決定いたします。

次に、日程第12、議案第5号『農地利用配分計画案に関する意見について』1件を上程します。事務局より説明をお願いします。

(伴 則幸 事務局長)

議案第5号『農地利用配分計画案に関する意見について』ではありますが、既に公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定した案件で、借り手を変更するための「農地利用配分計画案」を作成するにあたり、農業委員会に意見が求められております。議案書14頁の1件です。

新たに権利の移転を受ける者は市内の方で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第5号を採決します。原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

「全員賛成」ですので、議案第5号は、原案のとおり「意見なし」で公益財団法人愛知県農業振興基金に送付することに決定いたします。

これで、全案件の審議が終了いたしました。

以上を持ちまして第674回総会を閉会します。